

# 津山市立中学校部活動の在り方に関する方針

平成31年3月 津山市教育委員会

令和3年12月 一部改訂

## 【策定の趣旨】

津山市はスポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「岡山県運動部活動の在り方に関する方針」の趣旨を踏まえ、本市の部活動の望ましい姿と方向性を明確にし、生徒にとって部活動がより有意義な活動となるための指針として「津山市立中学校部活動の在り方に関する方針」を策定した。

## 【津山市立中学校部活動の目指す姿】

- ① 生徒の心身のバランスのとれた成長と学校生活の充実につなげる。
- ② 合理的、効果的な指導により、生徒の自主性、自発性の伸長を図る。
- ③ 生徒間の人間関係づくりを促進し、社会性を育てる。
- ④ 生涯にわたってその活動を愛好し、生活を豊かにしていくための資質・能力を育む。

## 1 適切な休養日等の設定

### ①原則、週あたり2日以上の休養日を設ける。

※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上の休養日とする。

※週末両日の大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週休日に振り替える。

※練習試合については、常態化することができないよう留意する。

※3連休では1日以上、それ以上の日数の連休では活動の目安を半分程度とする。

### ②活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度を基本とする。

※練習試合、大会等、長時間にわたる活動を計画する場合は、休憩時間を適切に設定する。

## 2 部活動の指導について重視する事項

- ①短期的な結果を重視しすぎて、勝利至上主義に陥らないよう注意し、長期的視野に立ち、過程を大切にした指導を行う。
- ②体罰、暴言、セクシャルハラスメントは許されない行為であることを徹底する。
- ③発達段階、健康状態に配慮した指導を行う。
- ④安全管理の徹底に努める。
- ⑤保護者・競技団体への理解を図り、適切な活動を進める。
- ⑥教職員や部活動指導員の指導力向上に努める。

## 3 適切な運営のための体制整備

### ①「校内部活動委員会」について【各中学校】

- ・校内部活動委員会を設置する。
- ・活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。
- ・適切な部活動の設置（新設・休部・廃部など）について協議する。
- ・部活動における事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について校内研修を行う。

### ②「部活動に係る活動方針」について【各中学校】

- ・各校で「学校の活動方針」を策定し公表する。また、毎年度見直しを行う。
- ・設置部活動や目標、校内での取り決め事項（休養日及び活動時間等を設定）など運営について、活動方針を必ず策定する。

### ③ 年間活動計画及び毎月の活動計画について【校内各部】

- ・顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画を作成し校長に提出する。

### ④ 関係団体との連携について【津山市教育委員会】

- ・関係団体（校長会・中体連・中文連・PTAなど）と定期的（年2回程度）に津山市立中学校部活動の在り方について研究する場を設定する。